

大分大学減災・復興デザイン教育研究センター規程

平成29年12月25日制定

平成29年規程第76号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号）第7条第2項の規定により、防災、減災及び復興デザイン（以下「防災等」という。）に関する調査、教育及び研究の成果を地域社会に還元し、もって地域の安全・安心社会づくりに寄与することを目的として設置する、大分大学減災・復興デザイン教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 防災等の調査、研究及び助言に関すること。
- (2) 防災等の教育、活動の支援及び実践に関すること。
- (3) 災害の発生前からその復旧及び復興段階に至るまで、防災等に係る地域社会との連携及び協働に関すること。
- (4) その他センターの組織及び運営に関し必要な事項

(構成)

第3条 センターは、次の各号に掲げる職員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) センターワーク
- (3) 主担当の教員
- (4) 兼担当の教員
- (5) コーディネーター
- (6) その他学長が必要と認める職員

(センター長)

第4条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長は、教授のうちから、学長が指名する理事及び現に存するセンター長の協議により推薦した者であって、大分大学学内共同教育研究施設等管理委員会の審議により選考したものについて、当該委員長の申出により、学長が任命する。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センターワーク)

第5条 センターワークは、センター長を補佐し、センター長が欠けたとき、又は事故があるときはその職務を代行する。

- 2 センターワークは、教員のうちから、第9条第1項に規定する運営委員会の審議により選考した者について、当該委員長の申出により、学長が任命する。
- 3 センターワークの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センターワークに欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(主担当の教員)

第6条 主担当の教員は、教育研究に従事するとともに、センターの業務を行う。

- 2 主担当の教員の選考については、国立大学法人大分大学教員選考規程（平成16年規程第48号。以下「教員選考規程」という。）に基づき、学長がこれを行う。

(兼担当の教員)

第7条 兼担当の教員は、センターの業務の支援を行う。

2 兼担の教員の選考については、教員選考規程に基づき、学長がこれを行う。

(コーディネーター)

第8条 コーディネーターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 防災等に関する学内及び地方公共団体等学外の機関（以下「学内外の機関」という。）との連絡及び調整に関すること。
 - (2) 防災等に関する学内外の機関と連携した事業の企画、調整及びその実施の支援に関すること。
 - (3) その他学内外の機関との連携の推進に関すること。
- 2 コーディネーターの選考は、大分大学減災・復興デザイン教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の推薦に基づき、学長がこれを任命する。
- 3 コーディネーターの活動状況は、運営委員会において1年ごとに評価を行うものとする。
- 4 前三項に規定するもののほか、コーディネーターに関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第9条 センターの円滑な運営を図るため運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 センターに関する事務は、研究推進部产学連携課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 第4条第2項の規定にかかわらず、この規程施行後、初めて就任するセンター長は、学長が指名する理事をもって充て、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、学長が別に定める。

附 則（平成31年学内共同教育研究施設等規程第6号）

この規程は、平成31年2月4日から施行する。

附 則（令和2年学内共同教育研究施設等規程第27号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。